

【資料1】

県議会電波媒体メディアミックス業務委託に係る企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する県議会電波媒体メディアミックス業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 業務名 県議会電波媒体メディアミックス業務委託
- (2) 業務内容 【資料2】県議会電波媒体メディアミックス業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託額の上限 委託額 6,560,400円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 実施スケジュール

- (1) 公募開始（実施要領等の公開） 令和8年1月8日（木）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付期限 令和8年1月14日（水）午後5時まで
- (3) 上記質問に対する回答 令和8年1月16日（金）
- (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 令和8年1月20日（火）午後5時まで
- (5) 参加資格の確認結果通知 令和8年1月21日（水）
- (6) 参加が認められない理由の請求期限 令和8年1月23日（金）午後5時まで
- (7) 企画提案書等の提出期限 令和8年1月27日（火）午後5時まで
- (8) 審査日（プレゼンテーション） 令和8年2月4日（水）午後予定
- (9) 契約締結 令和8年2月中旬予定

3 企画提案競技に係る資料

企画提案競技に係る資料及び様式は、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載する。

4 参加資格に関する事項

企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であって、かつ県から参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 県内に本社、支社、又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同

法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書類の提出日から受託候補者を選定する日までの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に掲げる暴力団員又は同条第1号に掲げる暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 本業務の実施について、県の求めに応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えている者であること。

5 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1】実施要領等に関する質問票により受け付ける。

- (1) 受付期限
令和8年1月14日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先
13の事務局（県議会事務局議事調査課企画・広報チーム）
- (3) 提出方法
電子メールに限る（電話による質問の受付は行わない）。
- (4) 回答方法
県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載する。
- (5) 掲載日
令和8年1月16日（金）

6 参加資格の確認

本業務に関する企画提案協議に参加しようとする者は、次の書類を提出期日までに13の事務局に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出書類
 - ①【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書（次のいずれかの様式により提出すること）
 - ・【様式2-1】単独事業者及び共同企業体代表者用
 - ・【様式2-2】共同企業体構成員用（代表者を除く）
 - ②【様式3】会社（団体）概要
 - ③【様式4】提出票
 - ④【様式5】共同企業体結成届（共同企業体を結成し、提案を行う場合のみ）
 - ⑤【様式6】共同企業体協定書（共同企業体を結成し、提案を行う場合のみ）

- (2) 提出期限
令和8年1月20日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法
電子メール、持参又は郵送による。
持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時を除く）に、郵送の場合は、書留にて提出すること。

(4) 確認結果の通知

令和8年1月21日（水）までに、【様式2－1】企画提案競技参加資格確認申請書に記載のメールアドレス（以下「メールアドレス」という。）宛てに電子メールにより通知する。

(5) 留意事項

提出期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができない。

(6) 参加資格の喪失及び辞退

ア 参加資格確認後に資格要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

イ 参加提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

ウ 参加資格確認後に参加を辞退する場合は、速やかに【様式7】企画提案競技参加辞退届を13の事務局に提出すること。

(7) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対して、書面（任意様式）を提出することにより、その理由の説明を求めることができる。提出先は13の事務局とする。

ア 提出期限

令和8年1月23日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

持参又は電子メールによる。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時を除く）に提出すること。

ウ 説明方法

県は、書面を受理した日から3日以内に、説明を求めた者に対し、メールアドレス宛てに電子メールにより回答する。

7 共同企業体の取り扱い

企画提案競技への参加に当たり共同企業体を結成する場合は、次のとおりとすること。

(1) 共同企業体を構成するもののうち、1以上の構成員かつ共同企業体の代表者は、「4 参加資格」の（1）を満たすものであること。

(2) 全ての構成員が「4 参加資格」の（2）から（7）までの参加資格を満たすものであること。

(3) 共同企業体を結成して本企画提案競技に参加しようとする者は、単独、重複又は他の共同企業体の構成員として、企画提案競技に参加することはできないものとする。

(4) 共同企業体の構成員は、原則として2又は3とすること。

(5) 各構成員は対等の立場で、一体となって業務を履行すること。

(6) 共同企業体の名称（任意）、事業所所在地を定め共同企業体の構成を明らかにするため、代表者及び構成員を記載した【様式5】「共同企業体結成届」及び【様式6】「共同企業体協定書」を提出すること。

(7) 「6 参加資格の確認」において、【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書及び

【様式3】会社概要については、構成員全員分を提出すること。【様式4】提出票については、共同企業体の代表者が提出すること。

8 企画提案書等の提出

前記「6 参加資格の確認」による参加資格の確認の結果、参加資格が認められた者（以下「参加者」という。）は、本実施要領及び【資料2】業務委託仕様書に留意し、次の書類を13の事務局に提出すること。

（1）提出書類

ア 企画提案書（様式任意）

- ・ 提出部数は正本1部、副本4部とする。
- ・ 正本には、実施体制等が詳しく分かるよう、事業者名、代表者名、担当者名等、必要な情報を記載すること。
- ・ 副本には、参加者の特定につながる文字、記号等の情報を一切記載せず、次の記載例のような表現を行うこと。

＜記載例＞ A社、B社、担当者、責任者 b

- ・ 副本のうち1部はクリップで留めたものを提出すること。
- ・ サイズ及び向きはA4タテ、左綴じとする。
- ・ 【資料2】業務委託仕様書の内容を十分に確認し、作成すること。
- ・ 提案は1参加者につき1案とする（複数の提案は不可）。
- ・ 企画提案書には次の事項を記載すること。

（ア）テレビ広報番組

番組の内容（番組名、構成等）

- ※ 番組の内容を具体的にイメージできるよう、提案内容に応じ、番組の特徴（ナビゲーター、使用する音楽、進行方法、企画コーナーのタイトル名、フリップ・テロップの表示例など）を詳しく示すこと。
- ※ ナビゲーターは年間を通じて固定することとし、視聴者の獲得につながる人材を提案すること。

（イ）テレビCM用動画

CM用動画の内容（構成等）

- ※ CM用動画の内容を具体的にイメージできるよう、提案内容に応じ、CMの特徴（ナビゲーター、使用する音楽、イラストなど）を詳しく示すこと。
- ※ テレビ広報番組のナビゲーターと同じ人材とすること。

（ウ）Y o u T u b e広告等

- a 広告の種類及び効果
- b 広告表示回数や動画総視聴回数等の目標値
- c bの目標を達成するような出稿回数
- d その他、提案事項がある場合はその提案内容

（エ）ショート動画

Y o u T u b e用ショート動画の内容（構成等）

(オ) その他

a 視聴者に「開かれた議会」を印象付けるような企画や演出等に係る工夫について、提案すること。

b メディアミックスの視点に立ち、(ア)～(エ)の各媒体の効果的な連携が図られるような提案とすること。

(カ) 業務の実施体制と実施スケジュール

a 実施体制に係る体系図

※ 業務遂行に係る管理部門と制作部門との関係性を明らかにすること。

※ 共同企業体を組む場合は、共同で業務を実施する体制を示すこと。

※ 再委託を行う予定の場合は、実施体制の中に再委託を行う業務内容(予定)を記載すること。

b 制作内容の確認やスケジュール管理の方法

※ 制作内容の整合性をどのように確認し、スケジュールをどのように管理していくのかを明示すること。

イ 見積書

- 企画提案の内容を実現するための費用を明らかにした見積書を1部提出すること。
- 見積書には、積算内訳を示すこと。
- 消費税額及び地方消費税額を含む総額を記載し、総額は1（4）の委託額の上限に定める金額を超えない範囲とすること(上限を超えた場合は、審査の対象としない)。
- 宛先は、「秋田県知事 鈴木 健太」宛てとすること。

ウ 賃金水準の向上に関する取組を評価する次の資料 各1部

賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合は、次表の書類 (a～d) については該当する書類：令和6年及びその前年分である令和5年) 及び参加者(事業者)が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率を計算した資料(任意様式)を提出すること。

区分	提出書類	
	税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	a 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 b 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類(写し可)
	役員を除く従業員が対象	c 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類(写し可) d 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類(写し可)
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し

エ 女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料 各1部

女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合は、次表の書類を提出すること。

区 分	提 出 書 類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し(写真可)

(2) 提出期限

令和8年1月27日(火)午後5時まで(必着)とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により、13の事務局に提出すること。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間(ただし、正午から午後1時を除く)に、郵送の場合は、書留にて提出すること。

(4) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、

第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

(5) 提出に係る留意事項

次の点に留意すること。

ア 提出期限までに提出しない者は、企画提案競技を辞退したものとみなす。

イ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 上記(1)ウ及びエに係る加点措置の詳細については、【資料4】県議会電波媒体メディアミックス業務委託企画提案競技審査基準(別記「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組への配点)により確認すること。

9 企画提案競技の審査と受託候補者の選定方法

(1) 評価基準

【資料4】県議会電波媒体メディアミックス業務委託企画提案競技審査基準による。

(2) 選定方法

企画提案の審査は企画提案競技審査会(以下「審査会」という。)において、企画提案書等提出書類の内容を審査し、最も優れた企画を提案した者を受託候補者として選定する。ただし、提案内容が業務の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査会

で判断された場合、受託候補者を選定しないことがある。

(3) 審査会の実施

審査は、参加者によるプレゼンテーションに基づき実施する。

ア 日 程 令和8年2月4日（水）午後（予定）

イ 実施方法 対面による

ウ 実施期間 1事業者35分以内

（プレゼンテーション15分以内、質疑応答20分以内）

詳細については、参加者に対し、メールアドレス宛てに電子メールにより通知する。

(4) 審査からの除外

次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。

ア 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合

イ 関係者に対する工作等の不当な活動を行ったと認められる場合

ウ 提案書の提出が、定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査会終了後速やかに各参加者に電子メール及び書面で通知するほか、審査結果は後日、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載する。

(6) 苦情申し立て

選定結果に関して不服がある場合は、当該通知の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない）以内に、13の事務局に対して書面（任意様式）により申立てをすることができる。

10 契約に関する事項

(1) 企画提案の取扱い等

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と委託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。

(2) 契約の不成立等

委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

(3) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として秋田県に納付する必要がある。ただし、同規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠

実際に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

11 公正な企画提案競技の確保

次の点に留意すること。

- (1) 参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

12 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- (3) 企画提案書等は返却しない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者は負うものとする。
- (5) 書類の作成・提出に要する費用は、参加者が負うものとする。
- (6) 提出された応募書類は、当該審査以外の目的には使用しない。

13 事務局（書類提出及び問合せ先）

県議会事務局議事調査課 企画・広報チーム（秋田県庁議会棟1階）

所在地 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-2087 FAX 018-860-2074

メールアドレス kengikai@mail2.pref.akita.lg.jp